

令和7年4月1日以降の手数料の取扱いについて

①令和7年3月31日までに確認申請を申請し完了検査までの手数料を一括（売掛を含む）にて納入している場合

- ・ 令和7年3月31日までに着工の場合
※増額及び追加手数料はありません。
- ・ 確認済証が令和7年3月31日までに交付され、着工が令和7年4月1日以降の場合
※令和7年4月1日改定の間接検査及び完了検査手数料の差額を徴収いたします。
※令和7年4月1日以降の計画変更は令和7年4月1日改定後の手数料を徴収いたします。
- ・ 確認済証が令和7年3月31日までに交付されなかった場合
※令和7年4月1日改定後の確認、中間及び完了手数料の差額を徴収いたします。

②令和7年3月31日までに確認申請を申請し完了検査までの手数料を各申請時（売掛を含む）にて納入している場合

- ・ 確認済証が令和7年3月31日までに交付された場合
※令和7年4月1日以降に申請されるものは、改定後の手数料を徴収いたします。
- ・ 確認済証が令和7年3月31日までに交付されなかった場合
※改定後の確認手数料の差額を追加徴収し、令和7年4月1日以降に申請されるものは、改定後の手数料を徴収いたします。

③省エネ手数料について

- ・ 令和7年4月1日以降に申請されるものは、改定後の手数料を徴収いたします。